

会 議 録

名 称	令和元年度 目黒区廃棄物減量等推進審議会（第3回）
日 時	令和2年2月3日（月）午前10時～正午
会 場	田道ふれあい館地下1階 目黒区エコプラザ活動室、目黒清掃工場
出席委員 （敬称略）	安井、庄司、平尾、いいじま、金井、斉藤（優）、原、松澤、小林、亀甲、中村、高林、 斎藤（宣）、日比野、小杉、稻生、篠塚
区側職員	清水環境清掃部長、榊原清掃リサイクル課長、佐藤環境保全課長、大迫清掃事務所長
傍 聴 者	1名
配布資料	資料1 食品ロス削減対策強化（食べきり協力店、フードドライブ）について 資料2 小型家電リサイクルの回収及び再資源化の強化について 資料3 普及啓発事業について 参考資料 めぐる区報（令和元年12月15日号「食べきり協力店をご存知ですか？」） めぐる買い物ルール参加店、食べきり協力店を紹介します（ホームページ） ご家庭で不用となった小型家電を回収しています（町会回覧） MGR100ごみ減量アイデア作品紹介（町会回覧）2枚<水切り、食品ロス削減>
会議次第	<p>1. 開 会 20人中、出席者は17人であり、半数以上の出席があるため定足数を満たしており、会は成立する。</p> <p>2. 議 題 以下、発言者名・名称は下記のとおり表記する。 環境清掃部長・・・・・・・・・・部 長 清掃リサイクル課長・・・・・・リ課長 清掃事務所長・・・・・・・・・・事務所長 環境保全課長・・・・・・・・・・環課長</p> <p>(1) 食品ロス削減対策強化（食べきり協力店、フードドライブ）について リ課長 （資料1により説明） 委員 食べきり協力店は現在も募集中なのか、その手段はどのようなものか。 リ課長 商店街連合会の会合の場における周知等、様々な媒体を使って募集しているところであるが、応募が殺到しているような状況ではない。自発的な応募も1、2件あるが、現在の登録店舗については、職員が直接店舗に出向き、制度の趣旨を説明して登録していただいている、というのが現状である。 委員 登録店舗へ提供するステッカーは、どのように掲示されているのか。 リ課長 店舗の入り口等店舗正面に掲示されている場合が多い。あまり大きなサイズではないので、入店の際などに気をつけて見ていただきたい。 委員 お店の人に食べきり協力店等、区の取組を紹介しても、新聞やホームページを見ておらず、知らない人が多い。また商店街を利用する人が減っているので、商店街から取組を広げていくのは難しい状況ではないか、とも伺っている。ステッカーはデザインがかわいいので、もっと活用して取組が広がるとよいと思う。 また、フードドライブについて、常時設置している自治体が増えているが、目黒区ではいかがか。消費生活展で開催したフードドライブでたくさんの食品が集まったことなどから、少しずつではあるが、食品ロス削減に対する区民の関心が高まっていると思う。 リ課長 食べきり協力店の登録については、職員による各店舗訪問、区のツイッターの活用等</p>

	<p>様々な方策を実行しているが、まだ制度が始まったばかりで登録店舗数も少ない。今後もっと登録店舗数が増えれば、お店のロコミ等による更なる広がりが期待できると思う。</p> <p>フードドライブ常設については、区民からの要望も伺っている。しかし常設にすると「食品が余っても、区に持っていけばよい。」という意識を持たれてしまう、という懸念があると聞いている。今後、定期的なフードドライブの開催による反応等を踏まえた上で、検討していきたい。</p>
委員	3010運動を広める方法について伺いたい。
リ課長	区の様々な情報媒体でご案内している他、清掃リサイクル課で三角ポップを用意し、お渡しできるようにしている。三角ポップは区商連の理事会でも提供した。
委員	区商連に料理飲食組合という組織があるので、声かけするとよいと思う。
リ課長	検討します。
委員	来年度は、消費生活展以外でもフードドライブを実施する予定があるのか。
リ課長	イベントでの開催を予定しているが、詳細についてはまだ決定していない。
委員	常設が難しければ、イベントで開催する回数を増やしてほしい。
委員	子ども達への働きかけも重要である。
リ課長	年間30回程度、清掃事務所職員が小学校・幼稚園・保育園等に出向いて環境学習を行っている。その学習内容に、今年度から食品ロス削減を盛り込んでいる。
委員	子ども達はしっかりと考える力がある。環境学習は今後も充実させてほしい。
会長	異常気象による農作物の被害が増えている。食料供給については、気候と結び付けた議論も必要である。
	(2) 小型家電リサイクルの回収及び再資源化の強化について
リ課長	(資料2により説明)
委員	12月から始まった小型家電リサイクル事業に係る区の予算、また回収量の目標値について教えていただきたい。
リ課長	区負担の費用は発生していない。区と事業者との役割は、区は事業について各種媒体により区民に周知し、事業者は区民の申込を受けて宅配便回収し、国内で適正に再資源化する、というものである。また、回収量の目標値は特段定めていない。
委員	小型家電リサイクルの町会回覧チラシを確認していない。
リ課長	11月下旬に回覧していただいているはずだが、改めて確認する。
委員	複数の申込方法があると思うが、どの方法が一番多いのか。
リ課長	申込方法の件数内訳は把握していないが、インターネット申込を原則としているので、インターネットによる申込が最も件数が多いのではないかと。
委員	パソコンやスマートフォンを所有しない人や、インターネットを利用できない人もいる。広く利用してもらえる方法があるとよい。
リ課長	ファクスや電話での申込みも可能である。
委員	申込をすれば、無料で自宅回収してくれるのか。
リ課長	パソコンが含まれていれば無料で、パソコンが含まれていない場合は有料となる。
部長	有料の場合、費用は税抜1,500円である。
会長	従来のパソコン回収のシステムはなくなってしまったのか。
リ課長	従来の仕組みはまだあるが、メーカーやパソコン3R推進協会における回収件数は少ないようである。非常に増えているのが、違法な不用品回収業者による回収である。インターネットで検索すると「無料回収」を宣伝する業者が数多く表示されるが、そのほとんどが無許可業者であり、不法投棄されることも多いようである。正しい再資源化を増やすため、新しい回収ルートを用意し、より排出しやすいようにした。
会長	小型家電リサイクルの仕組みは自由度が高かったが、内容が変わってきているという

	<p>ことは、今までの方法が上手くいかなかったということなのだろう。</p>
委員	<p>小型家電は既に拠点回収しているのに、今回の宅配便回収でどれくらい回収増の効果があるかは疑問がある。また宅配便回収はパソコンを含めば無料ということだが、パソコンがなくても小型家電だけ無料で回収するような仕組みは作れないのか。</p>
リ課長	<p>パソコンは資源価値が高く、有用な金属を多く含んでいるので、パソコンを含めば無料という扱いになっている。</p>
委員	<p>今後、小型家電の再資源化の取組を推進するならば、回収拠点をもっと増やしたり、区が個別に回収日を設けたりするなど、区民がより排出しやすい仕組みを作るとよいのではないか。</p>
会長	<p>そのような考え方もあるが、「自分で購入したものは自分の責任において処分する。」という考え方が、多分正しい。パソコンは有用な金属を多く含んでいるため、事業者による回収の仕組みがあるが、やはり購入者が自分の責任においてリサイクルの費用を負担するしかないのではないか。</p>
	<p>(3) 普及啓発事業について</p>
リ課長	<p>(資料3により説明)</p>
委員	<p>ペットボトルのキャップについて、新聞販売店が回収を行っているので、自分はそれを活用している。回収されたキャップはワクチンの購入に役立てているらしい。</p>
リ課長	<p>ペットボトルのキャップは、目黒区エコプラザでも回収を行っている。</p>
環境課長	<p>緑化の取組の一環として、目黒区の桜を保全するための基金に、キャップの売り上げを活用している。</p>
委員	<p>びん、かん、プラスチック、ペットボトルの資源について、どれくらい正しく分別が行われているのか。プラスチックは燃やすごみに混入していることが多いように見受けられる。</p>
リ課長	<p>平成26年度に実施したごみの組成調査によると、一部不適正な排出があり、資源化できるものが燃やすごみの中に約4分の1、燃やさないごみの中に14～15%混入していた。現在は減少しているものと期待する。来年度改めて組成調査を実施するので、結果について経年的な比較をする予定である。資源化できるもののごみへの混入についても、前回の調査と比較し、確認をしたい。</p>
委員	<p>組成調査は毎年実施するのか。</p>
リ課長	<p>毎年実施はしていない。</p>
委員	<p>事業系ごみの排出について、事業者の意識のレベルアップを図るために、どのような働きかけをしているのか。</p>
事務所長	<p>事業系ごみについても、分別の徹底は必須である。事業者への働きかけは、東部地区地域から順にローラー作戦で展開している。直接会えない場合は文書の投函や電話等の手段により、漏れのないように行っている。</p> <p>また、資源の燃やすごみ・燃やさないごみへの混入であるが、見た目などで明らかな場合は警告シールを貼り、回収しない。またプラマーク付きプラスチックで汚れなど付着物のあるものはリサイクルに適さないが、資源として出すために、洗剤や水をたくさん使用して汚れを落とすのは、本末転倒だとの考えもあり、難しいところである。</p>
委員	<p>電池の回収について、ボタン電池は指定の電器店でしか回収していないとのことだが、乾電池と同じように回収する仕組みはないのか。</p>
会長	<p>ボタン電池は乾電池と全く種類が異なり、リサイクルが難しく、処分費用も異なる。メーカーが商品に処分費用も含めればよいと思うが、そのようになっていない。ボタン電池のように処分が難しいものは、本来、購入した人が処分の費用も負担するのが正しいと思う。</p>
委員	<p>ボタン電池はサイズが小さく、ごみに混入すると発火が心配である。</p>

事務所長	リチウム電池、ボタン電池は発火する可能性があるので、ごみとして排出するのは絶対にやめていただきたい。実際に年間3件程度清掃車の火災が発生している。
委員	リチウム電池は発火のおそれが高いため、きちんと分別することが必要。しかし排出場所がわかりにくく、消費者にとって処分しづらいのが問題である。
会長	メーカーが責任を持ち、処分するのが本来あるべき姿である。例えば携帯電話に含まれるリチウムイオン電池は、メーカーが携帯電話ごと回収する、など。
委員	本日の配布チラシに掲載されているごみ減量アイデア採用作品について、小学生がしっかりとした考えを持って取り組んでいる内容に感心した。子ども達、また家族を含めたごみ減量の意識をより高めるためにも、優秀な作品については大々的に表彰することを検討してほしい。
リ課長	今後検討します。
委員	平成3年に当時の市町村からの強い要望で国を動かし廃棄物処理法における適正処理困難物指定制度が廃棄物処理法を改正して始まり、この改正で国が指定した品目については、メーカーが引き取って処分する仕組みができた。ただし強制力はなく、メーカーへ、市町村が環境大臣を通して協力を要請できるというだけの内容となっている。現在の指定品目はマイカー自動車のタイヤ、大型テレビ、大型冷蔵庫、ベッドのスプリングマットの4品目のみである。その後新たに追加された品目はない。しかし今後、この制度をより発展させて生かしていくことが必要と思われる。当時の東京都は、800万人余の23特別区部家庭ごみの処理を担っていたことから、「800万人余都民の要望」を背景にこうした市町村の要望をメーカー等に発信することにより、ごみ処理について経済産業界に対する発言力が大きかった。しかし今はごみ処理の権限が各区に移管されたことにより、個々の区からではその発言力が弱まってしまっている。今、是非23区が力を合わせて業界に発言をしてほしい。目黒区だけで出来ることではないので、23区協働でぜひ取り組んでほしい。
	(4) その他
リ課長	来年度は3回から5回の審議会開催を予定している。詳細は未定だが、日程等決定次第お知らせする。
	3. 視 察
	目黒清掃工場建替工事現場視察
	4. 閉 会
	以 上